

浜 健 介 第 6 4 8 号

令和2年12月18日

障害者・高齢者・介護関係施設・事業所 施設長・管理者 様

浜松市健康福祉部障害保健福祉課長 久保田 尚宏

高齢者福祉課長 渡辺 貴史

介護保険課長 徳田 純一

新型コロナウイルスに感染した高齢者等が退院する際のサービス提供について（依頼）

日ごろ、本市の健康福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策を実施していただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、先ごろ、県内の新型コロナウイルス感染者受入医療機関において、新型コロナウイルス感染症のために入院した患者が回復して退院できることとなったにもかかわらず、福祉施設やサービス事業所からサービス提供を断られたために、退院できないという事例がありました。

このような事例は、新たに入院が必要となる感染者の受入を妨げるとともに、当該医療機関に負担をかけ、深刻な事態を招くおそれがあります。

医療機関が退院可能と判断した高齢者等については、他者への感染の危険性がないことが確認されていることから、退院直後においても他の高齢者等と同様にサービスの提供が可能です。

つきましては、新型コロナウイルスに感染した高齢者等が退院可能となった場合は、入院前と同様に、施設や在宅において必要なサービスが速やかに提供されるよう、適切な対応をお願いします。

浜松市担当：障害保健福祉課 指導グループ 電話 053-457-2860

高齢者福祉課 施設福祉グループ 電話 053-457-2886

介護保険課 指導第1・2グループ 電話 053-457-2875・2787